

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、経営の健全性を向上させ企業価値を高めることを経営上の最重要課題の一つとして位置づけております。その実現のために経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営組織の改革をすすめ、グループ全体の経営戦略を総合的に推進していく所存であります。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方や取組方針を「コーポレートガバナンスガイドライン」として取りまとめ、当社ホームページにおいて公開しております。(<https://www.gunei-chemical.co.jp>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

現状、議決権電子行使プラットフォームは採用しておりませんが、今後も議決権行使率等を注視し検討してまいります。また、招集通知の英訳に関しましても海外投資家の株主比率に応じて検討する予定です。

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式の保有につきましては、コーポレートガバナンスガイドライン第19条に記載の通り、投資先との協働や情報共有等により当社・投資先及び双方のステークホルダーの中長期的な利益に繋がると考えられる場合には保有し、その有効性は毎年取締役会で検証し見直しをすることとしており、当社は必要最低限の保有を実施してまいりました。今後もこの方針に則り、保有を適切に判断してまいります。

保有する上場株式の議決権行使につきましては、コーポレートガバナンスガイドライン第20条に記載の通り、中長期的な企業価値の向上、株主還元向上に繋がるかどうかの視点に立って、議案毎に個別に精査したうえで判断することとしており、この基本方針に則り適切に議決権行使を実施しております。

【補充原則4-8-1 独立社外者のみの会合】

当社では、社外取締役2名・社外監査役2名の計4名の独立性の高い社外役員を選任しております。

現状、独立社外者のみを出席対象とする会合は行っておりませんが、独立社外者に常勤監査役を加えた会合を定期的に行うことにより、社外の視点を反映した経営全般にわたるオープンな議論を行う体制を実質的に確保しております。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】

当社では、現状、独立社外取締役の中で筆頭者の設定は行っておりませんが、常勤監査役が監査役会や社外取締役との連携を取っており、社内及び社外役員間の連携は有効に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要】

コーポレートガバナンスガイドライン第7条に記載の通り、取締役会の実効性評価に関しましては現在取締役会にて実施しており、改善すべき課題を次年度に対応していく方針としております。

結果の概要に係る開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

コーポレートガバナンスガイドライン第11条2項(4)及び第24条に記載しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

アセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、年金運用の専門能力・知見を有する者を運用責任者として任用し、かつ、確定給付年金全般について、外部のコンサルタント等に助言を求められる体制を備えております。運営面においては随時、運用状況のモニタリングを行う等の取り組みを実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念等はコーポレートガバナンスガイドライン第1条に記載しております。

経営戦略につきましては、対処すべき経営課題として有価証券報告書に記載しております。

経営計画に関しましては、業績予想(半期及び通期)を5月中旬に東証に発表しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスガイドラインとして取りまとめ、当社ホームページにて掲載しております。

(iii) 取締役の報酬決定の方針と手続き

本コーポレート・ガバナンス報告書の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の「インセンティブ関係」及び「取締役報酬関係」に記載しております。

(iv)取締役・監査役の選解任の方針と手続き
コーポレートガバナンスガイドライン第9条に記載しております。

(v)取締役・監査役の選解任を行う際の、個々の理由説明
株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】
コーポレートガバナンスガイドライン第4条に記載しております。また、社内規程(取締役会規程、役員規程、執行役員規程、決裁権限規程、稟議規程、業務分掌規程、規程規則の制改廃規程等)にて取締役会から経営陣への具体的な業務の委任内容等につき定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】
独立社外取締役の独立性判断基準に関しては、コーポレートガバナンスガイドライン第12条、社外取締役に關する事項は同ガイドライン第5条、第11条に記載しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
コーポレートガバナンスガイドライン第4条6項、第5条、第9条に記載しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】
定時株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
コーポレートガバナンスガイドライン第16条に記載しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
コーポレートガバナンスガイドライン第22条に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	618,500	9.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	521,800	7.76
群栄化学取引先持株会	513,042	7.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	414,300	6.16
株式会社群馬銀行	304,512	4.53
株式会社横浜銀行	245,853	3.65
三菱UFJ信託銀行株式会社	232,700	3.46
東京応化工業株式会社	168,330	2.50
株式会社みずほ銀行	160,537	2.38
株式会社三井住友銀行	158,407	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

資本構成、大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩淵 滋	他の会社の出身者											
田村 正明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩淵 滋	○	岩淵滋氏は、当社の主要な取引先である三井化学株式会社で過去に業務執行者となることがありますが、相応の期間業務執行を行っておりません。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、取引所及び当社が定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

田村 正明	○	田村正明氏は、当社の取引先金融機関である株式会社群馬銀行の出身者です。当社と株式会社群馬銀行との間には、通常の銀行取引の他、借入等の関係があります。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	金融業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、取引所及び当社が定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

指名・報酬諮問会議は、独立社外取締役を議長とし、代表取締役2名及び社外取締役2名をもって構成しており、取締役及び監査役の選解任に関する株主総会議案の審議並びに取締役の報酬体系に関する公正かつ透明性のある審議を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は必要に応じて会計監査人の監査に立会い、監査の実施経過の報告を受けています。また、監査役は監査法人及び内部監査部門である監査室と定期的に情報交換を実施し、業務執行の適法性、妥当性、効率性を幅広く検証し経営監視を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮 茂明	他の会社の出身者													
大西 勉	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮 茂明	○	二宮茂明氏は、当社が会員となっている一般財団法人群馬経済研究所の出身者です。当社は一般財団法人群馬経済研究所に年会費を支払っております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。	関東財務局長をはじめとした官民での要職の経験と幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したためであります。また、取引所及び当社が定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
大西 勉	○	大西勉氏は、当社の顧問税理士である朝日税理士法人で過去に創設代表社員を務めておりましたが、現在は顧問をされております。当社と朝日税理士法人の取引高は僅少であり、また、当社と同氏との間に特別な利害関係もありません。	税理士としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、また、民事調停委員等も歴任され、その幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したためであります。また、取引所及び当社が定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役(社外を除く)の報酬等に関し、業績連動報酬(役員賞与)を導入しております。業績と連動させるため、連結営業利益を指標として定め、その達成度を勘案して支給額を算定しております(標準的な業績の場合、固定報酬(月額報酬):業績連動報酬(役員賞与)が概ね65%:35%となります)。連結営業利益を選択した理由は、当社グループとしての業績の向上及び企業価値増大への貢献を図る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためであります。

なお、2020年3月期における連結営業利益の目標は、1,600百万円であり、実績は1,936百万円でありました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

(2020年3月期)

取締役5名に支払った報酬 203百万円(うち社外取締役 2名 9百万円)

監査役4名に支払った報酬 27百万円(うち社外監査役 2名 9百万円)

(注)1. 期末現在の取締役の人員数は5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

なお、上記の支給人員との相違は、2019年6月17日開催の第102回定時株主総会をもって退任された監査役1名が含まれていることによるものであります。

また、報酬等の額には同定時株主総会をもって退任された監査役1名分が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員報酬等の構成】

当社の取締役(社外を除く)の報酬等は、役職に応じて設定されている固定報酬(月額報酬)と業績に応じて変動する業績連動報酬(役員賞与)で構成されております。社外取締役及び監査役(社内及び社外)の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

また、役員報酬等の種類は金銭としておりますが、株主目線での経営を行うことを目的に、常勤取締役及び常勤監査役の報酬等の一定額を役員持株会に拠出しております。なお、株式報酬の導入に関しましては今後の検討課題としております。

【役員報酬等の決定方法及び限度額】

当社の役員報酬等は、限度額を株主総会で決議し、取締役の報酬等については、独立社外取締役を議長とする指名・報酬諮問会議で審議を行い、その結果を取締役会に提案し、総額及び配分を取締役会が決定しております。

監査役の報酬等については、監査役会が作成した原案を指名・報酬諮問会議に諮り、その意見を参考にして、総額及び配分を監査役会が決定しております。

なお、役員報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第99回定時株主総会にて、下記のとおり定めており、その範囲内で適切に報酬額を決定しております。

取締役の報酬等: 年額3億円以内(うち社外取締役3千万円以内)

監査役の報酬等: 年額36百万円以内

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の議題に関する資料の事前配布を徹底し、必要に応じて事務局等から説明を行っております。

また、社外監査役を補佐する担当部門として、監査室が監査役会事務局として監査活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社であります。また、当社は執行役員制度を導入するとともに、指名・報酬諮問会議、経営会議及びコンプライアンス委員会を設置しております。

(1) 取締役会

取締役会は、代表取締役会長を議長とし、取締役5名(うち2名は独立社外取締役)で構成され、原則として月1回開催しております。法令・定款に定められた事項の他、「取締役会規程」及び「決裁権限規程」に基づき、経営方針等の取締役会に付議すべき重要事項を具体的に定め、それらの事項について取締役会にて活発な議論及び意見交換がなされ、慎重な審議の上、決議しております。取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視し適宜意見を述べており、また、執行役員がオブザーバーとして出席し、必要に応じて適宜業務報告を行っております。

(2) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長執行役員を議長とし、その他の執行役員及び関係者が出席し、取締役会に次ぐ意思決定機関として原則月2回開催しており、業務執行に係わる重要な課題への対応の協議、取締役会審議事項の事前審議、あるいは「決裁権限規程」に定められた経営会議決定事項の審議決定を行うなど、業務執行に際して十分な審議を行っております。

(3) 指名・報酬諮問会議

指名・報酬諮問会議は、本コーポレート・ガバナンス報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係(任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性及びその補足説明)」のとおりでございます。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長執行役員が委員長を務めており、その他執行役員及び関係者を委員として構成しており、コンプライアンス教育の企画・実行及び各種コンプライアンス違反・疑義事象の未然防止や対応等を中心に取り組みを行っております。

(5) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役(独立社外監査役)2名で構成されており、原則として月1回開催しております。監査役は、取締役会の他、重要会議に出席し、取締役及び執行役員の業務執行についてモニタリングを行っております。また、各部門や工場及び子会社への往査、取締役、執行役員及び従業員との面談並びに決裁書類、その他重要な書類の閲覧などを通じて実地監査を行っております。法律上の判断を必要とする事項については、顧問契約を結んでいる法律事務所から適宜アドバイスを受け、適法性に留意しております。

(6) 内部監査

内部監査は、監査室が実務の担当部門として、監査計画に従い各部署及び各工場について監査を実施し、業務活動の効率性及び法令・社内ルールの遵守状況を監視しております。なお、監査室の人員は3名であります。

(7) 会計監査

会計監査は、赤坂有限責任監査法人が実施しており、その継続監査期間は11年になります。監査法人が策定した監査計画に従って会計監査を実施しており、また、監査役及び監査役会は監査法人との定期的な面談や監査法人への訪問等を通じ、監査法人の独立性や監査の品質を評価しております。

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、監査法人に関しては、当契約を締結しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社の取締役会は社内取締役3名と独立性の高い社外取締役2名で構成されており、外部の客観的な意見が反映されるよう業務の公正性を確保しております。また、執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定の迅速化を確保するとともに、監督機能及び業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図っております。

取締役及び取締役会に対する監視機能として、経験豊富な監査役3名(うち2名は独立社外監査役)を選任し、取締役会等においても積極的に意見表明を行う等、経営判断の透明性、有効性、効率性を高めております。

以上により、コーポレート・ガバナンス体制は適切に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送及び早期WEB開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を可能としております。
その他	株主総会終了後に株主懇談会を行い、株主との交流を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「GCIグループステークホルダー方針」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページにCSR専用ページを開設し、当社の取り組みを開示しております。
その他	迅速かつ正確な情報開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システムに係る取締役会決議に基づき、次のとおり定めております。

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役及び従業員等が法令・定款及び社内諸規程、規則を遵守した行動を取るための規範として、「GCIグループ基本理念」、「GCIグループステークホルダー方針」、「GCIグループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 取締役会は、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の未然防止を図る為、役職員等へのコンプライアンス教育を行う。またコンプライアンスに関する重要な問題が発生した場合は、取締役会、経営会議で審議しその取り組みを決定する。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンスに関する内部通報制度を設け、社内における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、断固とした態度で対応することを「GCIグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」に定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、定款、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、取締役会議事録を作成し出席者が押印した後、決議に関する資料とあわせて保存し閲覧可能な状態に維持するものとする。
- (2) 取締役会は、経営会議等の各会議体の事務局を通じて、経営の意思決定及び業務執行に係る記録を作成・保管し、「稟議規程」に基づき起案され決裁を受けた稟議書は、担当部署を通じて文書又は電磁的方法により保管する。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は「リスク管理基本規程」に基づき、リスクの分類・評価を行い、平時の予防体制の整備に努める。
子会社の管掌取締役は、子会社におけるリスク管理の取り組み及び規程の整備等について、定期的に取締役会へ報告する。
- (2) 取締役会はリスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合には、「危機管理規程」及びその下位規程である「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、事業継続の対策などの管理体制を整備し被害の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は会社方針を策定し、会社方針に基づく個々の重要な業務の執行状況につき、管掌取締役からの報告を受け、業務執行の進捗を管理する。
- (2) 経営会議は「経営会議規程」に則り開催し、その審議を経て、執行を決定するものとする。
- (3) 取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」及び「役職規程」に則り、責任者を明確にして業務を遂行する。
- (4) 取締役会は法令等の改正にあわせ、社内規程の体系的な整備を継続的に推進する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、子会社の自主運営を尊重するとともに、GCIグループの業務の適正と効率化を確保するため子会社管理を実施する。
- (2) 当社の取締役、監査役あるいは従業員を、「取締役会規程」に則り、取締役会決議を経て、子会社の取締役あるいは監査役に選任あるいは兼任させるものとする。但し、当社監査役は関係会社の取締役を兼任することはできない。
- (3) 当社及びその子会社から成る企業集団については、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署である製造本部、管理本部及び営業・マーケティング本部の各本部長が管理の実務を担当し、定期的に取締役会に報告する体制を整備する。
- (4) 当社の監査室は、当社及びその子会社に対し定期的な内部監査を実施し、その監査結果を当社の代表取締役、監査役及び関係部署に報告し、業務の適正化に向けた提言を行う。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）に関しては、「監査役会規則」に則り任命する。
- (2) 監査役スタッフとしては、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。
- (3) 監査役スタッフとしての人事考課は監査役が行い、人事異動、懲戒処分等を行う場合は監査役会の同意を得ることとする。

7. 当社及びその子会社の取締役、使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する為の体制

- (1) 監査役は「監査役監査基準」に則り、稟議書等重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員等から説明を求めることができる。また定期的に取締役及び従業員の業務監査並びに子会社に対する監査を行い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (2) 取締役会は、常勤監査役もGCIグループの内部通報の通報窓口とすることを「コンプライアンス規程」に定めており、当社及びその子会社の役職員は常勤監査役に通報することができる。
- (3) 取締役会は、監査役監査の実効性確保のために必要な情報について、従業員が監査役に報告しなければならないことを「就業規則」に定めている。
- (4) 当社及びその子会社の従業員等に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の遂行によって生じる費用等については、監査役会で承認された予算に基づき会社が負担するものとする。
- (2) 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。

9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は「取締役会規程」に則り取締役会に出席し必要があると認めるときは意見を述べなければならない。また、その他経営会議等の重要な会議に出席し必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- (2) 取締役会は取締役社長等との会合を定期的に実施し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換し、取締役社長との相互認識を深める。
- (3) 監査役は会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

GCIグループ行動基準及び反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との関係遮断について毅然とした態度で臨むことを定めており、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社および子会社の重要な決定事実および重要な発生事実に関する情報は、情報取扱責任者(管理本部長)にて集約・管理し、開示担当部署(管理本部)および関係部署等を含め当該情報の開示の可能性について審査・検討の上、適時開示等に該当する情報につき代表取締役へ報告の上、決定事実については取締役会決議を経て、発生事実についてはその発生を確認した時点で、適時開示を実施する体制をとっております。

当該情報は、速やかに管理本部を通して適時開示を行うとともに、当該情報を公表し、自社ホームページに公表資料を掲載し情報の徹底を図っております。

また、当該情報につき、情報保有者および関係部署に対し内部情報管理の徹底を指示するとともに、インサイダー取引の防止を図っております。

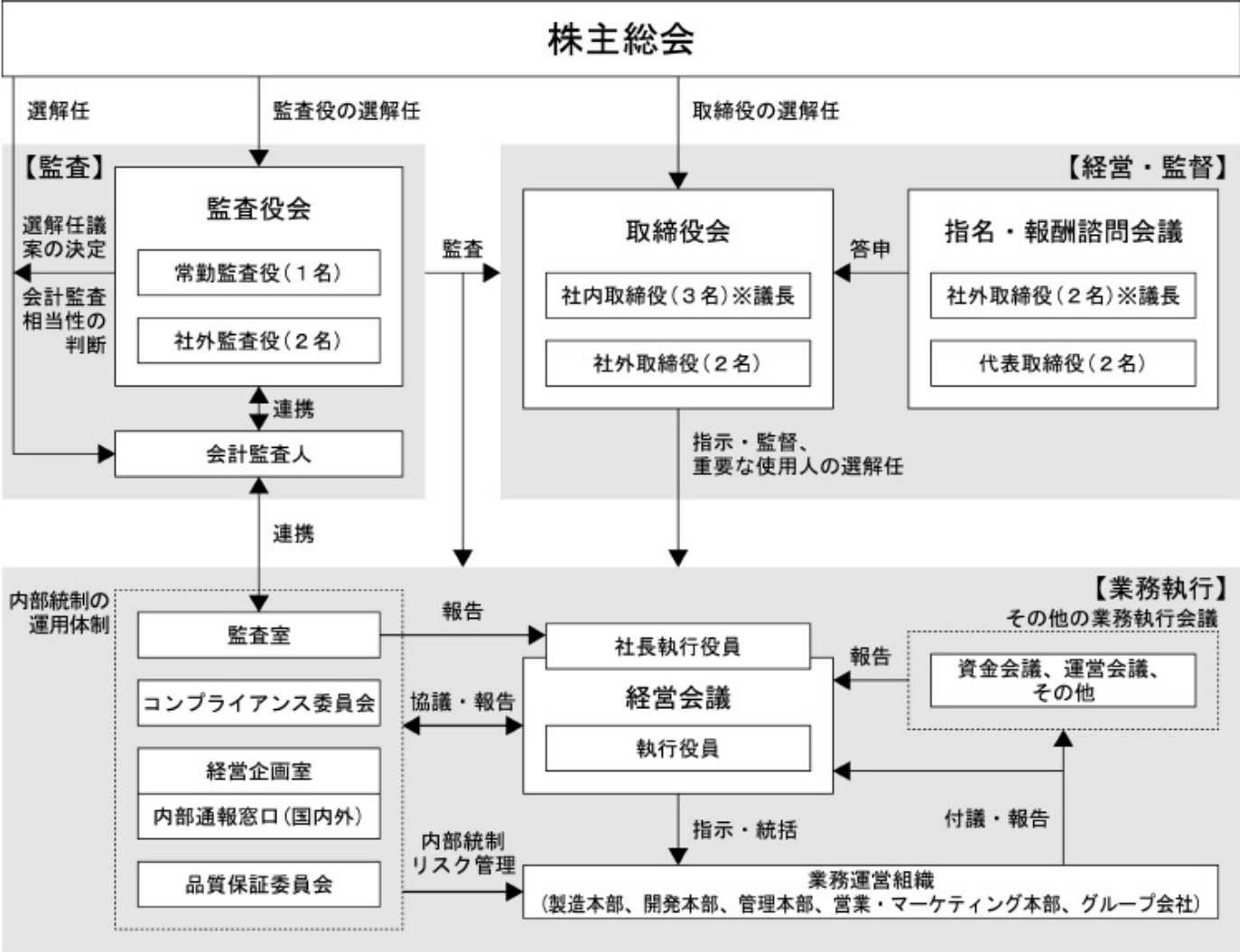
今後とも一層の社内体制の充実を図り、迅速かつ的確に適時開示を行ってまいります。

取締役会及び任意会議の構成員、並びに業務執行会議の構成員

	氏名	役職	取締役会	監査役会	指名・報酬 諮問会議	経営会議	コンプライアンス 委員会
1	有田 喜一	代表取締役 会長	◎	—	○	○	—
2	有田 喜一郎	代表取締役 社長執行役員	○	—	○	◎	◎
3	湯浅 快哉	取締役 執行役員 管理本部長	○	—	—	○	○
4	岩淵 滋	社外取締役	○	—	◎	—	—
5	田村 正明	社外取締役	○	—	○	—	—
6	瀧井 康雄	常勤監査役	△	◎	—	(オブザーバー)	(オブザーバー)
7	二宮 茂明	社外監査役	△	○	—	—	—
8	大西 勉	社外監査役	△	○	—	—	—
		その他の 執行役員 (5名)	(オブザーバー)	—	—	○	○

※ それぞれの会議における議長を◎、構成員を○として示しています。

※ 全ての監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監視し適宜意見を述べる義務があるため、△として示しています。



適時開示体制

